

# 平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	4		府 省 庁 名 <u>                    </u> 国 土 交 通 省 <u>                    </u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税）		
見直し 項目名	JR北海道等の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		
見直し 内容 (概要)	<p>・ 特例の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（現行）JR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）が所有し、又は借り受け、若しくは利用する事業用固定資産</p> <p>（縮減）対象資産から旅客自動車運送事業の用に供する固定資産を除外する。</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<p>地方税法附則第15条の2第2項、地方税法施行令附則第11条の2第3項 地方税法施行規則附則第6条の3</p>		
増収 見込額	平成24年度	30	（▲7,675）（単位：百万円）
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本特例措置は、国鉄民営化に当たって、JR北海道等については、長期債務を承継させず経営安定基金を設ける等経営安定化のための特別措置を国が講じることとされたこと、JR北海道等の事業は国土の均衡ある発展にも大きな意義を有すること等を踏まえ措置されたものである。</p> <p>このようなところ、JR北海道等の旅客自動車運送事業が子会社化されたことにより、JR北海道等が直接旅客自動車運送事業を運営しなくなったため、本特例措置の対象資産を見直す。</p>		
		ページ	4-1